

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の禁止を求める意見書

米軍は、9月21日午前7時30分頃から8時頃にかけて嘉手納飛行場において、2回にわたりパラシュート降下訓練を強行実施し、計16人が基地内に降りた。

平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているにもかかわらず、嘉手納飛行場での同訓練は6年ぶりに再開された。住宅が密集する同飛行場周辺での危険性が指摘され、再三にわたり沖縄県や基地周辺自治体が強い中止要請を行っているが、例外を盾に訓練は繰り返され、4月、5月に次いで3度目となる。

去る8月に開催された日米の外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会（2プラス2）において小野寺防衛大臣は「地元での強い要望を説明し、地元への配慮や安全性の確保を改めて要請した」とするが、一方で例外的な場合に限り降下訓練に使用できるとの立場を米側に伝えたともされ、今回、日本政府も中止要請を行ったにもかかわらず例外的な場合という十分な説明もないまま強行実施された事は、日本政府の曖昧な対応が一因となっている。

地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにせず、主権をないがしろにした米軍の暴挙は断じて容認できない。

日本政府も平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に使用する」との見解を根拠に訓練を容認し続け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、既成事実を積み重ねる同飛行場でのパラシュート降下訓練の常態化は絶対に許されない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納飛行場での米軍パラシュート訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年のSACO合意を遵守し、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長